

「三重県地域福祉支援計画」中間案に対する意見への対応について

- 1 意見募集期間 令和元年12月20日(金)～令和2年1月20日(月)
- 2 意見数 39件
- 3 寄せられたご意見と対応状況等

最終案に反映するもの	15件
意見の趣旨が既に含まれているもの、または対応しているもの	8件
今後の取組の参考とするもの	7件
意見の趣旨を反映することが難しいもの	6件
その他	3件

番号	該当箇所	御意見	対応区分	御意見に対する考え方
1	全般	グラフの配色はユニバーサルデザインに配慮したものか。白黒でしか配布しないものであっても、見づらいグラフがある。		ご指摘いただいたとおり、見やすくなるよう改めます。
2	全般	「一人」「1人」、「こども食堂」「子ども食堂」など表記ズレが散見される。		ご指摘いただいたとおり、表記を統一します。
3	第1章-1 <経緯>	<経緯>の中で、法改正と上位計画たる本計画の義務化を含めるべき。 「努力義務とされたことから、総合的な運用として進めましたが、このたび法改正に伴い復活させます。」というのが実情であり、経緯ではないのか。 13頁末まで県の姿勢を不確かにしたまま読み進めさせる必要性を感じない。		ご指摘いただいたとおり、法改正により計画策定に関する規定が充実されたことも改めて計画を策定する理由の1つです。 ただ、それだけが理由ではなく、とりわけ社会福祉法の改正の趣旨や地域福祉推進の理念をふまえ、包括的な支援体制の整備に向けた取組を計画的に推進していくことが重要と理解しています。 このため、経緯だけでなく、社会情勢の変化等もふまえ、「計画策定の趣旨」を述べたうえで、新たに計画を策定し、地域福祉の推進に努めていくため、「計画策定の基本的な考え方」としてまとめました。
4	第2章-1 人口・世帯の状況	三重県の人口のピークは、「みえ県民カビジョン第三次行動計画最終案」および「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、平成19(2007)年(の約187万3千人)となっているが、整合性がとれていない。		「三重県月別人口調査結果」による推計人口から記載していました。 総務省「人口推計」によるものとし、整合を図るよう修正します。
5	第1章-1 <地域福祉を取り巻く状況> (雇用情勢)	我が国の経済は緩やかに回復してなどいない。完全失業率や有効求人倍率の回復は全て少子高齢による大量退職によるもので、着実に改善が続いているからではない。着実に少子高齢が進んだからに他ならない。		令和元年9月に公表された「労働経済白書」(令和元年版 労働経済の分析)においては、一般経済の動向として、「日本経済は緩やかに回復している」と分析しており、そのように理解しています。

番号	該当箇所	御意見	対応区分	御意見に対する考え方
6	第1章-1 <地域福祉を取り巻く状況> (雇用情勢)	日本の雇用システムの一歩の課題は、「新卒の一括採用」である。就職氷河期世代は、非正規率が高いのみならず、正規の賃金も低い。未婚率、出生率、貧困率、全て悪い。何もかもがない。		就職氷河期世代の実情もふまえながら、今後の取組の参考としていきます。
7	第1章-1 <地域福祉を取り巻く状況> (雇用情勢)	恵まれてきた55歳以上の非正規をここで述べる必要はない。55歳以上の非正規の割合の高まりについて、ここに入れてしまうと、早期退職後の退職金を抱えた元正規の非正規を含みためではと、正しい理解を妨害してしまう。退職非正規と生活苦にある生涯非正規とは分けて考えるべき。		地域福祉を取り巻く状況として、雇用情勢にかかる状況について非正規雇用労働者の年齢別の推移から状況を記載したものです。
8	第1章-1 <地域福祉を取り巻く状況> (雇用情勢)	「働き方改革推進法」は、正規・非正規労働者間の格差問題を解決することを柱の一つにはしていない。特に三重県は、既婚正規の配偶者である女性の非正規にばかり焦点を当て、未婚非正規については取り残してきた。		「働き方改革推進法」は、日本の雇用システムの2つの大きな問題である「長時間労働問題」と「正規・非正規労働者間の格差問題」を根本的に解決することを、2つの柱とするものと理解しています。
9	第1章-1 <課題の複雑化・複合化>	課題が複雑化しているのは、相談窓口において必要な支援をせず公的支援を行ってこなかったことによるもので、まず公的支援が圧倒的に足りていない。そこで地域住民の支え合いという文言が出てくるのがおかしい。地域住民の「支え合い」などは三重県にはない。三重県にあるのは、「支えさせ」のみであり、一方的な支えさせがあるだけで、双方向の支え合いなど、三重県にはない。「制度の狭間」をつくっているのは、他ならぬ三重県である。		この計画では、包括的な支援体制が整備されることを目的の1つとしています。そのためには、公的支援をはじめとする各種サービスの充実を図ることも重要と位置付けており、地域住民による支え合いと公的支援とも連動した、包括的な支援体制が整備されることで、「たらい回し」といった事態を生じさせないよう、「狭間」や「切れ目」のない、「誰一人取り残さない」支援体制の構築に取り組んでいきます。
10	第1章-1 <新たな地域福祉計画の策定> 第3章-1 計画の基本理念	高尚な理念が述べられているが、三重県はいつも口先だけの理想論で終わらせてしまう。今度こそは実効性のある計画として、きちんと推進すること。今まではただの画餅であり続けたからこそ、7040問題が8050問題になった。そのことを心の底から今度こそはきちんと理解するべき。		ご指摘をふまえ、この計画の策定を契機に、基本理念に掲げためざすべき姿の実現に向けて、三重県の地域福祉をより一層推進していくよう努めていきます。
11	第2章-2 支援を必要とする人等の状況 <子ども>	子供の貧困の状況に関して、「子どもの貧困」の定義の説明を加える必要はないか。		本文中に説明を加え、「所得の中央値の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す子どもの貧困率(全国)」とします。

番号	該当箇所	御意見	対応区分	御意見に対する考え方
12	第2章-2 支援を必要とする人等の状況 <子ども>	子供の貧困率について、本文及び折れ線グラフの数値と表中の数値が異なっているが、理由があるのか。		子どもの貧困の状況において、「貧困率の状況」の表では、「子どものいる現役世帯」の世帯員についてみたものですが、表題の標記が適当でなかったため、改めます。
13	第2章-2 支援を必要とする人等の状況 <子ども>	児童虐待の状況の2つめのパラグラフ1行目 …児童相談所(に)おける… 「に」が欠落している。 相談種別 P28下のグラフとの関連上「虐待種別」とした方が適切ではないか		ご指摘をふまえ、修正します。 なお、「相談種別」の標記に関しては、グラフタイトルを修正します。
14	第2章-2 支援を必要とする人等の状況	項目名に<氷河期>がない。就職氷河期世代は、低賃金の非正規が多く、正規でさえも所得が低い現状がある。三重県は、氷河期の惨状について県の統計を出してみる必要がある。三重県は氷河期の現状から目を背け、「制度の狭間」をつくりだしておいて、現状認識が甘すぎる。		ご指摘のとおり、就職氷河期世代のうち、支援を必要とする人の状況として、推計数(約1万1,000人)を記載します。
15	第3章-1 計画の基本理念	「自殺に追い込まれている人」と、既に死亡しているから対象とはならない。「自殺寸前に追い込まれている人」もしくは「自殺に追い込まれてしまいそうな人」という表記に変えたほうがよい。		ご指摘のとおり、「自殺に追い込まれてしまいそうな人」に改めます。
16	第3章-2(2) 暮らしを支える取組の推進	三重県は、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするためには取り組んでいない。社会保障費のためならば、カネのためならば、住み慣れた地域から追い出して、親族のところに住ませようとする。親族に抱え込ませようとする。カネのためなら排除・排斥を伴う県なのだ。何も出来ずに6030問題を7040問題にし、8050の最悪の結果を生んだだけではないか。三重県が専門的な助言さえ出来ていれば防げていたではないか。日常の暮らしを守れるよう、今度こそは動き、動かない理由を探す暇があったら動くこと。		地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催のほか、先進的な取組事例等市町間での情報共有を図るため、市町及び社会福祉協議会との意見交換を行っていくなど、市町との連携を強化し、取組を進めていきます。

番号	該当箇所	御意見	対応区分	御意見に対する考え方
17	第4章 推進項目1 (現状と課題)	1段落目L2「かつては……生じさせています。」の一文は文章が成立していない。 L3「解決できない「ことを」の「ことを」が不要。 L4「機能しにくくなり」とあるが何が機能しなくなったのか。 3段落目の文章は、主語が複数あり成立していない。 全般を通して、丁寧に読まないで「困りごと」「課題」「問題(深刻化・複雑化)」という流れや、地域住民の「個」「地域」という展開が分かりづらい。		ご指摘をふまえ、文章を改めるとともに、趣旨が伝わるよう、文章を見直します。
18	第4章 推進項目1 (現状と課題)	三重県に「支え合う」などは全くなく「支えさせる」だけであり、「支え手側」のボランティアとして作業をしておけば、高齢になったときに「受け手側」になれる「かもしれない」という理屈で、人間の善意を値切り、無償労働を美化してきた。何らかの作業をやらせるため、作業は解決の一手段に過ぎず、解決するための立案部分にまでも関与できなければ意味がない。三重県は今まで肩書にとらわれて作業員にしてきただけで、立案能力を抑圧し、排除し、都合の良い労働力扱いをし続けただけではないのか。		この計画でめざすものは、地域に暮らす誰もが、さまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現です。そのためにも、地域における支え合い体制づくりを進めていきます。
19	第4章 推進項目1 1. 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり	推進項目1の施策方向及び取組項目として「サロン活動」を取り上げるべきか。例えば、「有償の支え合いサービス」などを推進する必要はないか。「サロン活動」に関して、直接県が支援できることは少ないのではないか。		推進項目で掲げた「地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり」において、各地域で行われているサロン活動は大切であると考えています。こうした取組は地域住民などが中心となって取り組まれています。県としても推進していきたいと考えており、市町などとの意見交換や現場の意見も聞きながら、ともに進めていきたいと考えています。
20	第4章 推進項目1 1. 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり < 主な取組 >	商店街カフェやボードゲームカフェも入れるべきではないか。		居場所づくりのあり方の1形態として、今後の取組の参考としていきます。
21	第4章 推進項目1 1. 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり < 主な取組 >	環境生活部のNPO班との連携が甘い。		ボランティア活動に関する県民の理解と参画を促進することで地域課題の解決を促すため、生活環境部ダイバーシティ社会推進課NPO班とも連携しながら、活動の場の提供や情報発信等に取り組めます。

番号	該当箇所	御意見	対応区分	御意見に対する考え方
22	第4章 推進項目1 2. 地域住民による 支援活動の推進 < 施策の方向性 >	情報発信が極めて甘い。特に三重県は、小規模地方都市の散在する県土の特性があるのだから、隣接自治体の活動について知る機会さえ僅少である現状を、今すぐに改善すべきである。現状では、新聞を見て、そういう取組があったのか、と後から知るだけである。事前告知の不徹底によるものであり、もっと県内の総力を挙げられるように、三重県が積極的に情報の発信について改善を図るべきである。事後よりも事前が最重要である。		先進的な取組事例等市町間での情報共有や地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催のほか、先進的な取組事例等市町間での情報共有を図るため、市町及び社会福祉協議会との意見交換を行い、情報収集にも努め、積極的に情報発信もしていきます。
23	第4章 推進項目1 市町における包括 的な支援体制づくり への支援	三重県内の市町においては、たらい回しが日常茶飯事ではないのか。女性と子どもが最優先で、制度の狭間に陥り易い現状が改善されていない。三重県がアピールするのは、いつも児童相談所である。女性と子どもだけでは福祉が手厚いことだけはわかりきっていることであり、制度の狭間について述べるべき。		この計画では、包括的な支援体制が整備されることを目的の1つとしています。そのために、包括的な支援体制が整備されることで、「たらい回し」といった事態を生じさせないよう、「狭間」や「切れ目」のない、「誰一人取り残さない」支援体制の構築に取り組んでいきます。
24	第4章 推進項目2 3. 暮らしを支える 取組の推進 (施策方向)	推進項目2について ・施策方向の3(生活困窮者等への支援)、4(生きづらさを抱える者への支援)および8(多様な生活課題への対応)の区別が難しいのではないか。		御意見のとおり、抱えている課題の共通性や、さまざまな課題を包括的に捉え、施策を連携させながら取り組む必要もありますが、一方でその個々の特性をとらえ、その解決に向けた取組を進めていくことも必要であることから、課題に応じた取組として整理しています。
25	第4章 推進項目2 3. 生活困窮者等へ の支援	三重県は生活保護の適正実施を行わない。本人がどれだけ困り果てていても国の方向性に合わせ門前払いで済ませようとする。誰一人取り残さないと言いながら取り残す。		生活困窮の程度に応じて必要な保護を実施するとともに、生活保護受給者の自立の支援を行います。また、生活保護に至らない方などさまざまな課題を抱えた生活に困窮する人に対して、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援等を行います。
26	第4章 推進項目2 3. 生活困窮者等へ の支援	三重県はアウトリーチを行いますと掲げはするが、行うことはない。生活保護と生活困窮の違いがわかっていない。アウトリーチをする必要を感じていない。		生活困窮者自立支援制度の相談窓口では、生活に困窮する人が「制度の狭間」に陥らないように対象者を幅広く受け止めるとともに、相談窓口につながらない人や対象者の状況に応じて、アウトリーチを行います。
27	第4章 推進項目2 4. 生きづらさを抱え る者への支援	取組項目の記載が、「ひきこもり・ニート」や「がん・難病患者」など単語のみとなっているものがある。「～の推進」などの記載にすべきではないか。 項目名で「自殺」とするのは「自殺をした者」へ支援をするかのように見える。		ここでは、「制度の狭間」に陥るおそれのある個々の状況を掲げてあり、広く対象と捉えるために、単語のみとしました。

番号	該当箇所	御意見	対応区分	御意見に対する考え方
28	第4章 推進項目2 4. 生きづらさを抱える者への支援	生きづらさを抱える者への支援において、＜施策の方向性＞に「自殺」に関する記載がないが、それでよいか。		ご指摘のとおりであり、＜施策の方向性＞を記載します。
29	第4章 推進項目2 5. 災害時要配慮者への支援	本文中に「広域受援計画」の記載を加える必要はないか。		災害時における要配慮者への支援にあたって、南海トラフ地震や大規模災害時に、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるため、「三重県広域受援計画」に基づく受援活動は重要と考えています。 一方で、災害の規模にかかわらず地域で要配慮者への支援に取り組むことも重要であることから、広域受援計画だけにとらわれない形としています。
30	第4章 推進項目2 5. 災害時要配慮者への支援 ＜主な取組＞	「県社会福祉協議会による…助言・指導等の…」の記載は、「助言・支援等の…」とすべき。		ご指摘のとおり修正します。
31	第4章 推進項目2 6. 生活基盤の充実 (就労機会の充実)	三重県は就労機会の充実を行わない。県内大学や県外の協定締結大学のアピールが最優先で、三重県民力ビジョンの目標数値も、高等教育コンソーシアム三重の利益だけ最優先されている。そんな三重県には、就労機会の充実などない。大学生のついでのおまけの附録として、生活困窮者「も」ついでに相談にのるとというのが現在の三重県のスタンスである。そんな三重県ごときに就労機会の充実などあるものか。		地域住民の誰もが、住み慣れた地域の中で、その人らしく、いつまでも自律的な生活を送り続けられるためには、暮らしや仕事など、生活上の課題の全般に着目した支援ができるよう取り組んでいくことが重要です。そのため、就労機会を充実を図ることは必要であり、就労支援や雇用の確保、多様な働き方の推進の取組を進めていきます。
32	第4章 推進項目2 8. 多様な生活課題への対応	第3章の施策体系での記載項目と内容の整合性がとれていないのではないかと。記載内容について、再度検討すべきではないかと。		第3章の施策体系では、多様な生活課題の例示として記載し、第4章の施策展開では、こうした課題に対する対応方策としてまとめたものです。
33	第4章 推進項目2 8. 多様な生活課題への対応	CSWは推進項目1のほうが適切ではないかと。		CSW(コミュニティソーシャルワーカー)は、地域における支え合い体制づくりにおいても、重要な役割を担っているところであり、推進項目1における取組項目の中で展開していきます。
34	第4章 推進項目3 1. 福祉人材の確保 (福祉人材の確保)	＜施策の方向性＞の1項目の4行目は、「県が」主語となっているが、委託予定となっている場合、記載は適切かと。		ご指摘をふまえ、修正します。

番号	該当箇所	御意見	対応区分	御意見に対する考え方
35	第4章 推進項目3 1. 福祉人材の確保 (福祉教育の推進)	「福祉人材の確保」に福祉教育が含まれているが、福祉教育の範囲を狭く捉えているように見える。 福祉に対する理解を深めることは、地域福祉推進全般に影響する重要な内容である。 基盤強化というタイトルだけならここに整理しているのはわかるが、「～福祉サービスの充実～」といサブタイトルがあるため、福祉に携わる人材を育てるための福祉教育という非常に限定された印象を受けた。 福祉教育以外の項目はこのサブタイトル下でも違和感がないため、福祉教育の位置付けの変更を検討されてはどうか。 福祉教育を児童・生徒を対象としたものだけでなく、全世代を対象として考えるべきではないか。		ご指摘のとおり、福祉に対する理解を深めることは、地域福祉推進全般に影響する重要な内容であり、福祉教育を児童・生徒を対象としたものだけでなく、全世代を対象として考えるべきであることから、推進項目1において、福祉教育の推進を取組項目に位置付けます。
36	第4章 推進項目3 1. 福祉人材の確保 (福祉教育の推進)	三重県が、社会科や総合的な学習の時間等における学習事例等に情報共有を行うことで、学習の充実をはかることはない。		社会科や総合的な学習の時間における福祉に関する学習内容は以下の通りとなっています。 令和2年度から小学校で全面实施される新学習指導要領の社会科では、6年生において「社会保障の取組」が選択事例として示されています。 令和3年度から中学校で全面实施される新学習指導要領の社会科では、公民的分野において「少子高齢化における社会保障の充実・安定化」「世界平和と人類の福祉の増大」について学習することになっています。 また、総合的な学習の時間においては、小中学校とも探究課題の一例として「福祉・健康」が例示されています。 県教育委員会としては、福祉教育の推進について、研修会等において好事例を紹介したり福祉教育の内容について説明したりして、御指摘いただいた福祉教育について関心を高めることや内容の充実を図ってまいりたいと考えています。
37	第4章 推進項目3 2. 福祉サービスの質の向上 (第三者評価の受審促進)	第三者評価等に関する記載について、事業所、施設および法人が混在している。		ご指摘のとおり、修正します。
38	第5章-1 地域福祉推進会議の設置	地域福祉推進会議では、制度の狭間が最重要であり、それをふまえた構成とすべき。		ご指摘いただいたとおり、「制度の狭間」の問題は地域福祉推進において取り組むべき重要な課題であり、関係機関等とも連携しながら個々の問題を解決していけるよう努めていきます。

番号	該当箇所	御意見	対応区分	御意見に対する考え方
39	第6章 進捗管理	不本意非正規の正規化率を目標値にすべき。		御意見いただいた数値の把握に努め、施策の推進に生かしていきます。